

ウールマーク品質基準

品質基準 AC-1 : 2016

クールウール衣類

製品

クールウールは、この品質基準に記載された条件を満たす以下のウールマークおよびウールマークブレンド・ロゴの付いた衣類に適用される。

- セーターおよびカーディガン
- コート
- ジャケット
- スーツおよびスラックス
- コスチューム
- スカート
- ドレス
- 着物
- シャツおよびブラウス
- 肌着

クールウールは、ソックスには使用できない。

クールウール製品には、ウールブレンド・ラベルを使用できない。

すべての製品に対するクールウール基準

製品は、「品質基準 AW-1：織りアパレル製品」または「AK-1：ニットアパレル製品」の要件をすべて満たさなければならない。

特性	試験方法	要件
クールウール:糸製造システム	—	梳毛
平均羊毛繊維直径 (μm: 以下)	22 または 23 または 24 ブレンドは TM24 のみ	22.5
クールウール:製品表面	—	クリア、クリーン
織物目付 (g/m ² : 以下)	13	190
ニット製品向けの代替基準 最終糸番手 (以上)	ISO 7211-5 : 1984	12Nm

- この表は、必ず下記の注と併せて読むこと。

注

- ウールマークブレンド**：特にことわらない限り、ウールマークブレンド製品の品質基準は、ウールマークと同じである。
- 他の繊維との混用**：羊毛と天然繊維（セルロース系繊維または絹を含む動物繊維）との混用のみがウールマークブレンド・ラベルと共にクールウール・ラベルの使用を許可される。

これらの品質基準を満たすが、合成繊維または人工繊維（エラストインタイプの細糸を除く）を含む織物にクールウールを使用する場合の要望はすべて、Woolmark Management Group に問い合わせ、審査を受ける。合成繊維の混用が革新的と判断されない限り、そのような織物が承認される可能性は低い。

エラストインタイプの細糸を混用して織物に伸縮性を持たせることは許可される。品質基準 F-4「ウールマーク製品の繊維混用率」でカバーされる諸国を除き、エラストインを含む衣類にウールマークロゴを使用することはできない。
- 平均羊毛繊維直径**：すべての測定方法には誤差があり、羊毛の平均繊維直径の絶対限界 22.5μm という基準の中にこの誤差は含まれている。ウールマークブレンド製品の場合は、ウールマーク TM24「羊毛繊維直径—射影顕微鏡法」を使用しなければならない。ウールマークブレンド製品の評価に、TM22「レーザースキャンを用いたピュアウール製品における羊毛の平均繊維直径」、あるいは TM23「OFDA100を用いたピュアウール製品における羊毛の平均繊維直径」は使用しない。どちらの装置も羊毛繊維と非羊毛繊維を区別しないためである。
- 織物表面**：織物の表面はなめらかで、繊維の突出が比較的少ない。
- 織物目付**：190g/m²の織物目付は、1.5m の布地幅につき～285g/リニアメートルに相当する。この限界は、必要最大値 187g/m²（～280g/リニアメートル）（許容誤差 3g/m²）に相当する。
- 試料採取**：試験用の試料には、少なくとも 1 つの柄が欠けることなく完全に含まれていなければならない。

フルファッションニットウェアの代替必須基準は、織物目付が **190g/m²**を超える場合に限りて使用する。

- **ニットアパレル製品**：すべての糸タイプを含む複合試験片は、織物の中で使用される割合に応じて評価する。
- **番手**：クールウールニット製品は、最終糸番手が **12 (24/2、36/3、またはもっと細かいもの)** となる糸を用いて編まれたものとする。最終糸番手は、編み目の総合的な糸番手として定義される。編み目に表れるすべての単糸がより合わせられているか、編成エレメントに並行して供給されているかにかかわらず、編み目に表れるすべての単糸の最終値である。